（別　紙）

主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める
意見書（案）

主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）の廃止法案が可決成立し、2017年４月１日に種子法が廃止された。1952年に制定された種子法は戦後の日本の食と農を支えてきた。国・都道府県が主導して米・麦・大豆などの主要農作物の種子の維持・開発のため優良な種子の生産・普及を進め、特に米は100％国産を維持し、農家には安くて優良な種子が、消費者には安全でおいしい米などが安定的に供給されていた。

種子法の廃止により、種子価格の高騰に加え、優良品種の維持や開発の衰退、品種の多様性の喪失など深刻な影響を受けることが懸念される。そもそも種子法は、主要作物の自給を維持し、産地の分散化や品種の多様性という食料安全保障上、極めて重要な部分を支えてきた公的種子事業である。規制緩和路線のもとに、国の責任を放棄し、外国資本を含む民間の種子開発の参入を積極的に進めることは、「食料の安定供給」を任務と定めた農林水産省設置法に反するものである。

さらに、昨年５月11日に成立した農業競争力強化支援法においては、育苗の生産に関する知見を民間事業者に積極的に提供すること、さらに銘柄の集約の取り組みを促進することも定められている。これらが相まって、中小農家の撤退、大規模経営への集約が進むこと、大手資本参入による品種の淘汰・独占が起こることが危惧され、本市の農業・農家、そして消費者にとっても、重大な問題である。

このような中、去る４月には、主要農作物種子法復活法案を野党６党が共同で衆議院に提出するなど国会での動きも出てきているところであり、また、種子法廃止に当たり、参議院では附帯決議として、都道府県での財源確保、種子の国外流出防止、種子独占の弊害の防止などが採択されている。

よって、国においては、食料主権の観点から参議院附帯決議の実現に努め、日本の種子を保全するため、積極的な施策をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年６月26日

高　松　市　議　会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
宛